利用料金のご案内

令和６年６月１日改定

特別養護老人ホーム北松園ハイツ

ご利用料金は、要介護度や世帯の課税状況等により異なり、下記の合計額となります。

介護保険対象サービス

（１日あたり）

	サービス費	加　算	合　計	ご負担額 1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護１	682 単位	計 142 単位	824 単位	824 円	1,648 円	2,472 円
要介護２	753 単位	内訳： 看護体制加算Ⅰイ 12 単位 看護体制加算Ⅱイ 23 単位 日常生活継続支援加算 46 単位 夜勤職員配置加算Ⅳ 61 単位	895 単位	895 円	1,790 円	2,685 円
要介護３	828 単位		970 単位	970 円	1,940 円	2,910 円
要介護４	901 単位		1043 単位	1,043 円	2,086 円	3,129 円
要介護５	971 単位		1113 単位	1,113 円	2,226 円	3,339 円

※上表のほか、

・月単位の加算として以下が加算されます。

【科学的介護推進体制加算Ⅱ】　１月につき 50 単位　　【ADL 維持等加算Ⅱ】　１月につき 60 単位

【生産性向上推進体制加算Ⅱ】　１月につき 10 単位

・介護職員等処遇改善にかかる加算として以下が加算されます。

【介護職員処遇改善加算Ⅰ】　合計額の 14.0%

・条件等により以下が加算されます。

【初期加算】１日につき 30 単位（入居後（または 30 日を超える入院後）30 日間に限る）

【経口移行加算】１日につき 28 単位（経管により食事を摂取している方で、経口による食事の摂取を進めるための支援を行った場合。計画作成日から 180 日を限度とする（医師の指示に基づき継続して支援を行う場合は限度日数にかかわらず算定））

【経口維持加算Ⅰ】１月につき 400 単位（摂食障害を有し誤嚥が認められる方に、経口摂取の継続を進めるための支援を行った場合）

【安全対策体制加算】入所初日に限り 20 単位

【退所時情報提供加算Ⅱ】１回につき 250 単位（医療機関へ退所する方について、医療機関に対して情報提供を行った場合）

【新興感染症等施設療養費】１日につき 240 単位（厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に適切な感染対策を行った上で施設サービスを行った場合、１月に１回連続する５日を限度として算定）

【外泊時費用】入院または外泊をした場合、１月に６日間（月をまたぐ場合は最大で 12 日間）を限度に上表の単位数に代わり１日につき 246 単位をご負担いただきます。

※ひと月のご負担額が一定額を超えた場合に、超過額が払い戻される「高額介護サービス費」制度の対象です。

食費・居住費

※負担限度額の適用には保険者（市町村等）の認定が必要です。

（１日あたり）

	基準				食費	居住費	食費・居住費ご負担額計
４段階	負担限度額認定を受けていない方				1,500 円（朝 420 円 昼 540 円 夕 540 円）	2,006 円	3,506 円
３段階②	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税	本人の年金収入等 120 万円超	預貯金等	単身 500 万円未満 夫婦 1,500 万円未満	1,360 円	1,310 円	2,670 円
３段階①		本人の年金収入等 80 万円超 120 万円以下	預貯金等	単身 550 万円未満 夫婦 1,550 万円未満	650 円	1,310 円	1,960 円
２段階		本人の年金収入等 80 万円以下	預貯金等	単身 650 万円未満 夫婦 1,650 万円未満	390 円	820 円	1,210 円
１段階	生活保護を受給されている方 老齢福祉年金を受給されている方				300 円	820 円	1,120 円

その他のサービス

（１日あたり）

	内　容	ご負担額
金銭管理事務費	通帳等の管理を施設に依頼した場合 （病院・薬局等の支払い、日用品の買物等を代行いたします）	50 円
個人用電化製品の使用料	個人用のテレビ・冷蔵庫・湯沸器を持ち込む場合	１台につき 50 円
理美容サービス	出張理美容サービスを利用した場合	実費
外出・レクリエーション費	ご利用者様のご希望に応じて外出・飲食等した場合	実費

１日あたり、ひと月あたりの概算額は、ウラ面をご覧ください。